

★ 森林法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十二号）（治山室）

一 改正の要旨

森林法施行規則の一部改正に伴い、保安林を伐採した際の植栽義務の例外の認定を請求できる場合を追加する等の必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年五月十四日